

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社インプレスホールディングスと称し、英文では、Impress Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 出版・電子出版及びコンピュータ・システムに関する技術研究並びに開発
2. 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作、製造、出版、賃貸、販売及び輸出入
3. 電子書籍、電子雑誌その他電子媒体を利用した書籍の企画、制作、製造、出版、賃貸、販売及び輸出入
4. 放送番組の企画、制作、賃貸、販売及び輸出入
5. 放送法に基づく放送事業
6. 映像・音声のソフトウェア（ディスク、テープ等のビデオグラム、フィルム）の企画、制作、製造、放送、上映、配給、賃貸、販売及び輸出入
7. インターネット及びコンピュータ・システムによる各種情報の提供サービス
8. インターネット及びコンピュータ・システムを利用した教育並びに指導
9. インターネット及びコンピュータ・システムに関する調査、研究、企画、設計、開発及びコンサルティング
10. コンピュータ、コンピュータ応用製品及び周辺機器の保守点検、販売並びに輸出入
11. コンピュータ・ソフトウェアの企画、開発、製造、販売及び輸出入
12. 楽器、情報通信機器、日用品雑貨等に関する企画、製造、賃貸、販売及び輸出入
13. レコード、磁気テープ、磁気ディスク、光学ディスク等の企画及び制作
14. 有線放送事業及び情報通信事業、並びに情報通信システムの構築、運営及び管理
15. 広告代理業
16. 広告宣伝に関する企画及び制作
17. 有価証券の売買及び売買の仲介、並びに有価証券の売買又は売買の仲介を行うコンピュータ・システムの構築、運営及び管理
18. 著作権、著作隣接権、肖像権、出版権、工業所有権その他の無体財産権の取得、利用許諾、管理、譲渡及び仲介
19. 科学、文化等に関する教育講座の開設並びに催事の企画及び運営
20. オークション会場の経営及びオークションの運営
21. インテリジェントビル、事務所、スタジオの企画、設計、売買及び賃貸
22. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
23. 会計、人事、総務、法務、広報及びネットワーク技術に関する事務代行、情報提供及びコンサルティング
24. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、124,056,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議事録)

- 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長及び取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当社は、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

- 第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

- 第31条 当社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役報酬等)

- 第34条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤の監査役)

- 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

- 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

- 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当社は、会社法第423条第1項に定める監査役責任の責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役責任の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

- 第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

- 第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。
- 3 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

((附則))

1. 定款第15条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

■定款変更履歴

1992年3月26日	制定	
1992年11月12日	改定	第5条（発行する株式の総数）の変更。
1995年6月16日	改定	第20条（取締役及び監査役の任期）の変更。
1999年10月7日	改定	旧第7条（株券）、旧第9条（名義書換）、旧第10条（質権の登録及び信託財産の表示）、旧第11条（株券の再発行）、旧第12条（手数料）、旧第14条（株主の住所等の届出）、旧第22条（役付取締役）、旧第23条（代表取締役）、旧第27条（設立に際して発行する株式）、旧第28条（最初の営業年度）、旧第29条（最初の取締役及び監査役の任期）、旧第30条（発起人）の削除。 第7条（端株主の権利）、第10条（名義書換代理人）、第11条（株式取扱規程）、第15条（議決権の代理行使）、第16条（議事録）、第20条（代表取締役及び役付取締役）、第21条（取締役会の招集権者及び議長）、第23条（取締役会の決議方法）、第24条（取締役会の議事録）、第25条（取締役会規程）、第27条（監査役の数）、第28条（監査役の選任方法）、第29条（監査役の任期）、第30条（報酬）、第33条（配当金の除斥期間）の新設。 第2条（目的）、第3条（本店の所在地）、第5条（発行する株式の総数）、第6条（額面株式1株の金額及び端株券の不発行）、第9条（基準日）、第12条（株主総会の招集）、第13条（招集権者及び議長）、第14条（決議の方法）、第17条（取締役の数）、第18条（取締役の選任方法）、第19条（取締役の任期）、第22条（取締役会の招集通知）、第26条（報酬）、第31条（営業年度及び決算期）、第32条（利益配当金）の変更。
1999年10月29日	改定	第2条（目的）の変更。
2000年5月1日	改定	旧第8条（株式の譲渡制限）の削除。 第32条（中間配当）、第33条（転換社債の転換の時期と配当金）の新設。 第1条（商号）、第2条（目的）、第7条（端株主の権利）、第8条（基準日）、第9条（名義書換代理人）、第34条（配当金の除斥期間）の変更。
2000年6月14日	改定	第30条（常勤の監査役）、第31条（監査役会の招集通知）、第32条（監査役会の決議方法）、第33条（監査役会の議事録）、第34条（監査役会規則）の新設。
2000年6月15日	改定	第4条（公告の方法）、第5条（発行する株式の総数）、第6条（額面株式1株の金額及び端株券の不発行）の変更。
2001年6月27日	改定	第5条（発行する株式の総数）、第8条（基準日）、第9条（名義書換代理人）、第10条（株式取扱規程）、第4章章題の変更。
2002年6月25日	改定	旧第6条（額面株式1株の金額及び端株券の不発行）、旧第7条（端株主の権利）、旧第38条（転換社債の転換の時期と配当金）の削除。 第1条（商号）、第6条（基準日）、第12条（議決権の代理行使）、第13条（議事録）、第15条（取締役の選任方法）、第21条（取締役会の議事録）、第25条（監査役の選任方法）、第31条（監査役会の議事録）、第34条（利益配当金）、第36条（中間配当金）の変更。
2003年6月25日	改定	附則の新設。 第7条（名義書換代理人）、第8条（株式取扱規程）、第11条（決議の方法）、第16条（取締役の任期）、第26条（監査役の任期）、第32条（監査役会規程）の変更。
2004年6月24日	改定	第6条（自己株式の買受け）の新設。 第1条（商号）、第2条（目的）、附則の変更。
2004年10月1日	改定	第1条（商号）の変更。
2005年6月24日	改定	第4条（公告の方法）の変更。
2005年8月22日	改定	第5条（発行する株式の総数）の変更。

2006年6月24日	改定	<p>旧第6条（自己株式の買受け）、旧第36条（中間配当金）の削除。</p> <p>第6条（株券の発行）、第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）、第16条（取締役会の設置）、第24条（取締役会の決議の省略）、第28条（取締役の責任免除）、第29条（監査役及び監査役会の設置）、第39条（監査役の責任免除）、第6章、第40条（会計監査人の設置）、第41条（会計監査人の選任）、第42条（会計監査人の任期）、第43条（会計監査人の報酬等）の新設。</p> <p>第4条（公告方法）、第5条（発行可能株式総数）、第7条（基準日）、第8条（株主名簿管理人）、第9条（株式取扱規程）、第10条（株主総会の招集）、第11条（招集権者及び議長）、第12条（決議の方法）、第13条（議決権の代理行使）、第15条（議事録）、第4章章題、第17条（取締役の員数）、第18条（取締役の選任方法）、第19条（取締役の任期）、第20条（代表取締役及び役付取締役）、第21条（取締役会の招集権者及び議長）、第22条（取締役会の招集通知）、第23条（取締役会の決議方法）、第25条（取締役会の議事録）、第26条（取締役会規程）、第27条（取締役の報酬等）、第31条（監査役の選任方法）、第32条（監査役の任期）、第33条（監査役の報酬等）、第34条（常勤の監査役）、第35条（監査役会の招集通知）、第36条（監査役会の決議方法）、第37条（監査役会の議事録）、第38条（監査役会規程）、第44条（事業年度）、第45条（剰余金の配当等）、第46条（配当金の除斥期間）の変更。</p>
2009年1月4日	改定	第5条（発行可能株式総数）、第6条（株券の発行と単元株式数）の変更。
2009年6月20日	改定	<p>第7条（単元未満株主の権利）、附則の新設。</p> <p>第6条（単元株式数）、第8条（基準日）、第9条（株主名簿管理人）、第10条（株式取扱規程）、第46条（剰余金の配当等）の変更。</p>
2010年1月6日	改定	附則の削除。
2016年6月23日	改定	第29条（取締役の責任免除）、第40条（監査役の責任免除）の変更。
2017年6月23日	改定	第32条（監査役の選任方法）、第33条（監査役の任期）の変更。
2022年9月1日	改定	<p>第15条（電子提供措置等）の変更。</p> <p>附則の新設。</p>